

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第57号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、上弓削農業集落排水処理施設の使用料の適正化を図る必要があるため、第14条第1項前段及び第22条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 57 号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第22条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市上弓削農業集落排水処理施設条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、平成31年12月1日（以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第22条第2項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

4 前2項の規定にかかわらず、平成31年10月における市長があらかじめ使用者ごとに定める日の翌日から同年11月30日までの期間内に改正後の条例第8条後段の規定により污水の排除をやめる旨の届出を行った者（同年10月に当該届出を行った者を除く。）の当該期間内の污水排出量で同年11月30日までに認定するものに係る使用料及び使用料を納入するときに減額する額については、改正後の条例第14条第1項及び第22条第2項の規定を適用する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)